

ガバナンス

ガバナンスの体制

「相互会社」としてのガバナンスのあり方と体制について報告しています

「開かれた経営」をめざして

最高意思決定機関である「総代会」などについて報告しています

内部統制システムの整備・高度化

内部統制システムの整備の状況、内部管理・内部監査の態勢について報告しています

情報開示の推進

情報開示に関する基本方針と体制、各種ディスクロージャー資料について報告しています

リスク管理体制

リスク管理の体制および重点実施事項などについて報告しています

コーポレートガバナンスへの取り組み

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神をふまえ、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定・公表し、主体的な情報開示やご契約者との対話の充実等を通じ、コーポレートガバナンスのよりいっそうの高度化に取り組んでまいります。

また、当社のコーポレートガバナンス態勢およびその高度化への取り組みにつきましては、「コーポレートガバナンスに関する報告書」において継続的に開示してまいります。

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》について

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受入れます。スチュワードシップ責任を果たすために、当社の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を定め、投資先企業の企業価値向上やその持続的成長に向けた対話および議決権行使などに取り組んでまいります。

ガバナンスの体制

ご契約者を「社員」とする「相互会社」としてご契約者の意思を経営に反映させるよう努めるとともに、「社会に開かれた会社」としてガバナンス(企業統治)の強化と経営の透明性向上を図っています。

ご契約者を「社員」とする「相互会社」としてのガバナンス

当社は、ご契約者のみなさまを「社員[※]」とする「相互会社」であり、その最高意思決定機関は社員の代表が参加する「総代会」です。

また、ご契約者のみなさまとの直接対話によってさまざまなご意見・ご要望等をお聞きし、業務改善に活かすために「お客さま懇談会」を開催しています。

※社員

相互会社の「社員」とは、保険のご契約者お一人おひとりのことをいい、株式会社の株主に相当します。ただし、剰余金の分配のない保険契約のみにご加入のご契約者は除きます。

ガバナンスの強化と経営の透明性の確保

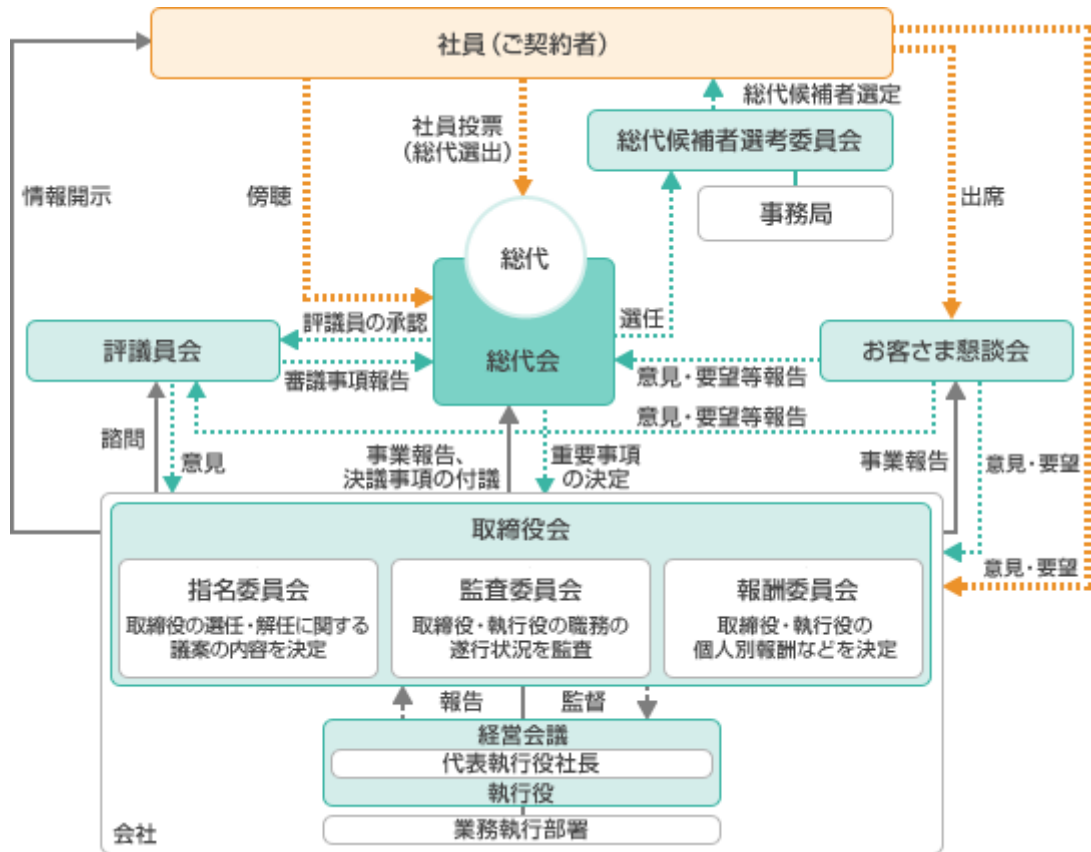
当社は、ガバナンスのいっそうの強化と経営の透明性向上のため、社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三つの委員会を設置する「指名委員会等設置会社」としています。

また、取締役会においても過半数(11人中6人)を社外取締役として、経営への監督機能を強化しています。

取締役会等開催状況(回)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
取締役会	15	16	16	19	14	15	14
指名委員会	3	3	3	3	4	3	5
監査委員会	15	15	15	15	15	15	15
報酬委員会	6	3	3	3	4	3	3

「相互会社」としてのガバナンス体制



社外取締役の独立性基準

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として、当社の社外取締役について、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

「開かれた経営」をめざして

「開かれた経営」をめざし、ご契約者(社員)をはじめとするみなさまの声に真摯に耳を傾け、いただいたご意見・ご要望等を経営に反映させるよう努めています。

「総代会」の開催

当社における最高意思決定機関は「総代会」です。総代会では、全国の約659万人(2014年度末)の社員^{※1}の代表として選出された「総代」が出席し、決算書類の報告、剰余金処分や取締役の選任など経営に関する重要事項について審議や決議を行ないます。

2015年7月に開催された第68回定時総代会では、総代のみなさまから、経営の基本方針、ご高齢者に配慮した事務サービス体制、低金利下の資産運用方針、社外取締役や評議員の意見の経営への反映事例、女性の役員への登用方針などについて数多くのご意見・ご質問等をいただき、活発な審議が行なわれました。

なお、総代の定数は定款において222人と定められており、そのうち200人は総代候補者選考委員会^{※2}の推薦により選出され、22人については立候補制^{※3}により選出されます。



「総代会」の様子

※1 社員

相互会社の「社員」とは、保険のご契約者お一人おひとりのことをいい、株式会社の株主に相当します。ただし、剰余金の分配のない保険契約のみにご加入のご契約者は除きます。

※2 総代候補者選考委員会

社員のなかから総代会において選任された総代候補者選考委員で構成され、幅広い層の社員から選出されるよう総代候補者を選定します。当社は、総代候補者選考委員会を補佐する選考委員会事務局長を社外の人材に委嘱し、総代候補者選考過程における会社からの独立性確保と透明性の向上に努めています。

※3 立候補制

総代になることを希望される社員から立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度です。

VOICE 総代

契約者の安心につながるアフターフォローの継続と発展に期待しています。

総代会は、参加者から前向きな期待と要望が挙げられる機会です。さまざまな質問と意見に対して、経営者自ら真摯に回答し、総代のみなさまに正面から向き合っているという印象を受けました。さらに、参加者の意見を活用し、改善に繋げていく姿勢、そしてお客さまの目線に立った対応を進める強い姿勢と企業風土を感じました。

そうした企業風土が、アフターフォローの強化や高齢者対応の充実などの取組みに表れているのだと思います。高齢者、震災に遭われた方などに対しても誠実に向き合い、細かく気を配るための仕組みが構築され、実践されていることが、総代会への参加を通じて理解できました。

契約者のひとりとして、普段からの細やかなフォローが安心につながると実感しています。いざという時にも安心できるサービス、アフターフォローを今後も変わらず継続していただくことを期待するとともに、お客さまからの感謝の声、満足の声を集めることで、より良いサービスの拡充、ひいては感動サービスの実現をめざしてほしいと思います。



三菱ガス化学
株式会社
機能化学品
カンパニー
管理部 担当部長
高田 和典 氏

「総代報告会」の開催

総代への情報提供と総代から当社へのご提言の機会を増やすために、定時総代会とは別に「総代報告会」を開催しています。

2014年12月開催の「総代報告会」では、2014年度上半期報告と当社の高齢者対応について説明し、引き続き、総代のみなさまから多くのご意見・ご質問等をいただきました。

「評議員会」の開催

経営に関する重要事項を諮問する機関として「評議員会」を年3回開催し、2014年度は主に以下の議題について審議しました。なお、評議員は社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出され、評議員会での審議事項は総代会に報告しています。

- ・ 2013年度決算の概要について
- ・ 「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等について
- ・ 2014年度上半期報告について
- ・ 当社の高齢者対応について
- ・ 2015年度経営計画について



「評議員会」の様子

「お客さま懇談会」の開催

お客さまとの直接対話によってさまざまなご意見・ご要望等をお聞きし、業務改善に活かすために「お客さま懇談会」を1973年から毎年開催しています。

2014年度(2015年1～3月)は、全国の支社など85会場で開催し、合計1,986人のご契約者にご出席いただき、6,873件のご意見・ご要望等をいただきました。

これらのご意見・ご要望等は、総代会・評議員会などで報告するとともに、改善が必要と思われる事項については担当部署で検討し、経営会議の諮問機関である「『お客さまの声』推進委員会」を通じて改善に向けた取組みを推進しています。



「お客さま懇談会」の様子

内部統制システムの整備・高度化

経営の健全性・適切性を確保するために、内部管理態勢の強化に努め、内部統制システムの整備・高度化を進めています。

適切な業務運営のための態勢整備

当社は内部統制の整備・高度化の根幹となる方針として「内部統制システムの基本方針※」を制定するとともに、経営会議の諮問機関として「内部統制委員会」を設置し、内部統制に関する幅広い事項について組織横断的な視点から審議を重ねています。

また、財務報告の信頼性向上を図るため、相互会社である当社も上場会社に義務付けられている財務報告に係る内部統制報告制度へ自主的に準拠することとし、諸規程の制定などの体制を整備しています。2014年度決算に関しても、内部統制状況の社内評価等の実施により開示すべき重要な不備がないことを確認のうえ内部統制報告書を作成し、監査法人による内部統制監査報告書を取得しています。

※ 内部統制システムの基本方針

2006年5月の会社法施行に伴う保険業法の改正により取締役会において決議すべき方針と定められました。監査委員会に関する態勢、業務の適正性を確保するためのコンプライアンス・リスク管理に係る態勢などに関する方針を規定しています。

内部統制委員会の位置付け



内部管理態勢の整備

当社では、内部管理が適切に行なわれているかの視点から法令等遵守・リスク管理全般の点検を行なう「内部管理推進担当」を全組織に配置しています。「内部管理推進担当」を中心に、各組織で内部管理態勢を自ら確認する「内部管理自己点検」を実施し、あわせて、本社・支社などの対象組織別に指導・検証態勢を整備して自己点検後のフォローアップなどの強化を進めており、自己点検を通じた適切な業務運営の確保に継続的に努めています。

内部監査態勢の強化

当社の内部監査部門は、代表執行役が専任で担当することなどにより、他の部門・業務からの独立性を確保しています。内部監査の実施を通じて、業務の適正性を検証・評価するとともに、課題・問題点の改善提言・フォローアップを行なうことにより、経営の健全性確保に努めています。また、内部監査の結果およびフォローアップ状況は、取締役会等に速やかに報告しています。

なお、2014年度に内部監査の品質について第三者機関(監査法人)に評価を依頼し、内部監査人協会(IIA)の国際基準への適合性評価では、「一般的に適合している」との最上位の評価を受けています。

情報開示の推進

透明性の高い「社会に開かれた会社」をめざして、より多くの方々に当社をご理解いただくために、積極的な情報開示の充実に取り組んでいます。

経営の透明性の向上

情報開示の充実にめざして、「情報開示に関する基本方針」を制定しています。この基本方針に基づいて、開示すべき情報の内容や手段、頻度などについて適時検討するとともに、社外有識者から、外部の目で見た客観的なご意見等をいただき、経営の透明性向上に努めています。

情報開示に関する基本方針

1. 自主的な情報の開示

当社は、お客さま・社会からの一層の信頼を得るため、経営および財務等に関する情報を自主的に開示いたします。

2. 適切・公平な開示

当社は、お客さま・社会に対して、適切・公平に情報を開示いたします。

3. 社内態勢の整備

当社は、情報を遅滞なく継続的に開示するため、社内態勢の整備・充実に図ります。

経営情報の開示

ご契約者をはじめ広く一般の方々に当社の経営状況をいっそう深くご理解いただくために、生命保険業界では初めて、基礎利益の内訳である「三利源」の開示を決定し、2005年度決算から開示しています。

また、業務の適切性にかかわる情報として、業界に先駆けて「お支払いに該当しないと判断したご契約件数」や「苦情情報」を四半期ごとに開示しています。

2011年度からは企業価値指標であるヨーロッパ・エンベディッド・バリュー「EEV」を開示するなど、情報開示の充実に継続的に取り組んでいます。

議決権行使への取組みの公表について

生命保険会社の資産は、多くのお客さまからお預かりした大切な保険料から成り立っています。当社は、その社会性・公共性の高さをふまえ、株式投資における議決権行使への取組みについて公表しています。

さらにわかりやすい情報の提供

お客さまにとって「見やすく、使いやすく、わかりやすい」ディスクロージャー関連資料を作成しています。法定版ディスクロージャー資料「明治安田生命の現況(統合報告書)」は、法で定められた項目に加え、お客さまを大切にする企業活動とCSRの取組み等、当社の活動を広範に記載しています。また、画数の多い漢字から数字や英字に至るまで、ほぼ一目で視認でき、視覚に大きな負担をかけず、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。加えて備考欄・図表を多く使用し、資料のわかりやすさと内容の充実に努めています。これに加えて、ご契約者向けのディスクロージャー小冊子「明治安田インフォメーション」を発行し、MYライフプランアドバイザーからお客さまへ幅広くお届けしています。本冊子では、当社の収益力や財務の健全性など経営内容をご理解いただけるよう、わかりやすく解説しています。



「明治安田生命の現況(統合報告書)」(左)とご契約者向けディスクロージャー小冊子「明治安田インフォメーション」(右)などで、情報提供をしています



当社ホームページでは、ニュースリリースをはじめ、充実した情報を適時、開示しています

▶ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

リスク管理体制

長期にわたる保険契約上の責務を確実に履行していくために、リスクの未然防止、軽減等を図るとともに、不測の事態に迅速・適切に対応できる体制の整備・高度化に取り組んでいます。

さまざまなリスクを総体的に管理する体制

「お客さまを大切にする会社」の実現のためには、経営の健全性を確保し、長期にわたる保険契約上の責務を確実に遂行していくことが重要です。当社では、グループ全体のあらゆる業務にリスクが内在するという前提に立ち、当社および関連会社固有のリスクを十分に認識したうえで、リスクを総体的に把握し、事業全体として統合的にリスクを管理する体制としています。また、各種リスクの定期的なモニタリング(監視)、リスクの適切なコントロールを行なうため、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の高度化に取り組んでいます。

統合的にリスクを管理するため、当社では、各種別リスクを定量的または定性的に把握のうえ、その状況を統合して、経営会議等に定期的に報告しています。具体的には、種別リスクごとに設置している種別リスク管理小委員会等において、リスク管理プロセスを通じ、リスクを把握・管理し(「種別リスク管理」)、種別リスクを統合して捉えた統合リスクについて、全体リスク管理部署が把握・管理のうえ、リスク管理委員会、経営会議等に報告しています。

ALM(Asset Liability Management: 資産負債の総合的な管理)については、統合リスク管理の一手法として、資産と負債を適切に管理する観点から、ALMに関連する種別リスクを包括的に管理し、ALM分科委員会に報告しています。

また、内部監査部による内部監査、監査委員会や監査法人による外部監査などにより、リスク管理機能・体制の適切性・有効性等を検証し、リスク管理のいっそうの実効性確保に努めています。

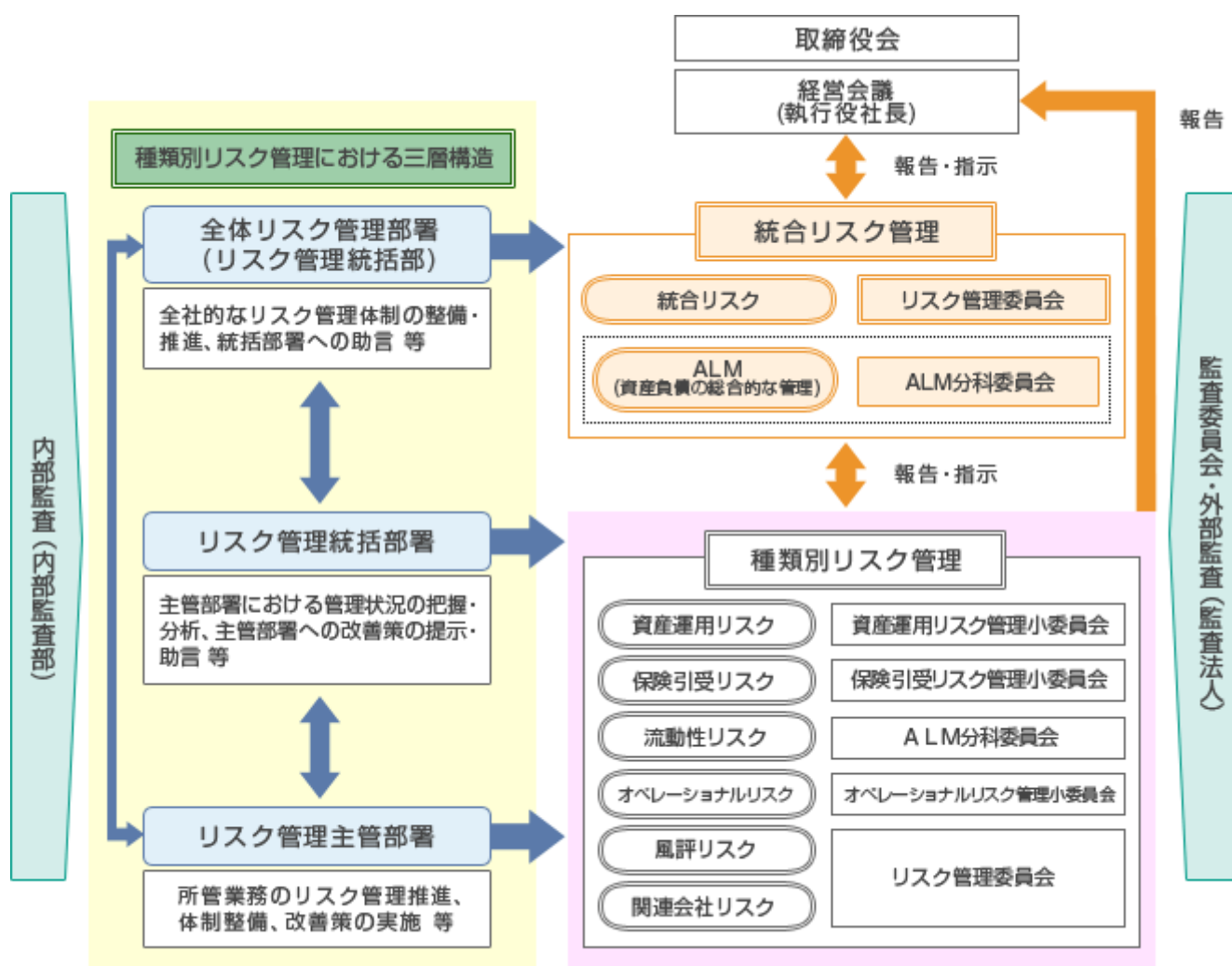
保険金・給付金を確実に支払うためのALM

負債の大宗を占める生命保険負債が超長期に及ぶことを踏まえ、資産と負債の総合的な管理であるALM(Asset Liability Management)を重要な経営管理手法のひとつと位置づけ、負債特性を踏まえた将来の債務の履行が可能となるよう適切な特性(残存期間・流動性等)を持つ資産の確保、負債のリスクヘッジ等を通じ、資産・負債の乖離(ミスマッチ)を管理し、財務健全性を維持・向上させるとともに、必要なリスク制約のもと、安定的な収益の確保に取り組んでいます。

具体的には、経済価値ベースでの資本(サープラス)の変動性に着目し、保険負債も含めた経済価値ベースの金利リスクの削減を進めています。また、保険業法等で定められている現行会計の健全性指標との調和を保つための自己資本政策や価格変動リスクの削減等により、市場環境が変化した場合でも、将来にわたる保険金・給付金のお支払いを確実に行なえるよう努めています。

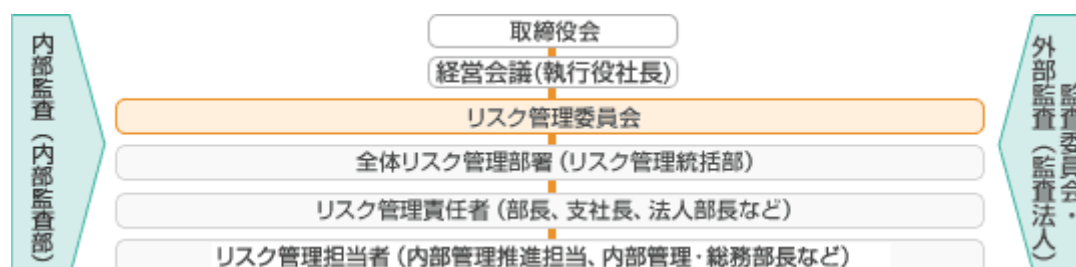
このようなALM推進のためにALM分科委員会を設置し、資産運用リスク管理小委員会、保険引受リスク管理小委員会と連携しつつ、ALMに関連する包括的なリスク管理を実施しています。なお、会社におけるさまざまなリスクを総体的な視点で捉える統合リスク管理においても、ALMは中核的な要素であると認識し高度化等に努めています。

リスク管理体制の概要



一方「組織別リスク管理」では、組織ごとに配置されたリスク管理責任者、リスク管理担当者が、主に通常の業務遂行に潜在するオペレーショナルリスクについて、リスク管理プロセスを通じて把握・確認し、リスクの軽減、未然・再発防止を図るための検討を行なう体制となっています。

組織別のオペレーショナルリスク管理体制の概要



「可視化プロジェクト」の継続推進

可視化プロジェクトとは、業務に潜在するリスクの所在や発生を回避するための統制手段(コントロール)を、誰が見てもわかるように「見える化」するプロジェクトで、本社各部の業務について2006年度から取り組んでいます。リスクはあらゆる業務に内在するという考えから、業務のフローチャート(図式)化と文書化を実施し、これをもとに、業務遂行にあたって想定されるリスクを洗い出し、各リスクの統制手段を文書化することで、全社でノウハウを共有しリスクの低減を図っています。

毎年定期的にメンテナンスを実施し、リスクの重要度評価を行なうとともに、重要度の高い業務については統制手段の実施状況をモニタリングし、リスク管理の実効性向上を図っています。

ストレステストの実施

当社では、統合リスク管理のリスク計測手法であるバリュアットリスク(VaR: 最大予想損失額)による方法ではリスク把握が困難な事象として、経済環境の大幅な悪化や地震等の大規模災害などのシナリオを設定したストレステストを実施し、当社の資産・負債に与える影響や保険金等のお支払いの増大の程度などを多面的に分析しています。

ストレステストの結果は、経営会議、取締役会へ定期的に報告され、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に活用しています。

このように、経営環境の変化等をふまえながら、リスク管理に関する方針・規程体系を見直し・強化するとともに、リスク計測手法の精緻化やリスク管理の高度化、統合リスク管理の経営での活用等、統合リスク管理態勢の段階的な整備に努めています。

災害発生に備えた対策の強化

生命保険会社の社会的責任として、従業員の防災に対する意識を高め、日常の防災体制の確立により、災害発生時の人的・物的被害を最小限にとどめることで、業務活動への早期回復を図ることができるよう、災害時対応やBCP※の定期的な訓練・レベルアップに取り組んでいます。

平時は、災害対策全般に関する審議・調整等を行なう「災害対策委員会」を設置し、災害諸対策の検討・推進を行なっています。

大地震等発生時には、役職員の安否確認、復旧活動など災害対策活動全般を推進する「特別対策本部(本部長:社長)」を設置します。また、東日本大震災を踏まえた電力供給の停止など広域複合的な災害を想定し、2014年度には新たなBCPの運用を開始しました。

※ BCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)

大規模な災害や事故、テロ攻撃、システム障害などが発生した際も、事業の中断を最小限にとどめ、早期に事業を再開するために事前に策定する行動計画のこと

災害時対応およびBCP訓練の実施

当社の災害時対応態勢およびBCPの実効性を検証し、災害時の各人の役割・行動を再確認することを目的として、定期的な訓練を実施しています。

2015年5月には、首都圏震災を想定した「特別対策本部」の運営訓練を実施しました。当訓練には社長を含む構成員である全役員が参画のうえ、当社の本社系ビル(丸の内本社ビル、新東陽町ビル、高田馬場事務センタービル)と大阪支援組織で電話会議を開催し、災害時対応やBCPの発動判断等の訓練を実施しました。

2015年度は、特別対策本部の運営訓練のほか、従業員の安否確認やBCPで定めた代替業務の実行、津波避難等、約50種・80回の訓練実施を予定しており、災害時対応態勢およびBCPのレベルアップを推進していきます。